

政令第 号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置
に関する政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項及び第三条第一項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条・第六条）

附則

第一章 関係政令の整備

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三第一号中「次条」を「附則第十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の四 令和四年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前二条の規定にかかわらず、前条の規定により計算して得た額から、同年度の一般会計補正予算（第2号）（次項において

「令和四年度第二次補正予算」という。）に脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいう。次項において同じ。）として計上された額が当該額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額を上回る場合における当該上回る額を控除して計算する。

令和五年度から令和七年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金は、第十九条及び前二条の規定にかかわらず、前条の規定により計算して得た額から、令和四年度第二次補正予算に計上された脱炭素成長型経済構造移行費用に関する経費であつて、同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰越しをしたものについて、当該各年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算す

る。

前項の規定は、令和八年度から令和十四年度までの各年度における財政法第六条に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「前二条」とあるのは「附則第九条の二」と、「前条」とあるのは「同条」と、「不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）」とあるのは「国に返納された金額」と、「当該不用額等」とあるのは「当該金額」と読み替えるものとする。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第三項の規定により令和五年度から令和十四年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十四

号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「納付金」の下に「(次項に規定する納付金を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

4 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定の予算に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。

附則に次の一条を加える。

(納付金の帰属に関する経過措置)

第十一条 令和四年度の一般会計補正予算(第2号)に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造移行費用(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属したものに限る。)に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、第七条第三項の規定にかかわらず、同勘定に帰属するものとする。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第三条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十条第七項中「第八十五条第三項第一号ホ」を「第八十五条第三項第一号へ」に改め、同条第八項中「第八十五条第三項第一号へ」を「第八十五条第三項第一号ト」に改める。

第五十一条第三項中「第八十五条第五項第一号ハ」を「第八十五条第五項第一号ニ」に改め、同条第四項中「第八十五条第五項第一号ニ」を「第八十五条第五項第一号ホ」に改める。

第五十二条第一項第一号イ中「ニまで」を「ホまで」に改め、同項第七号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第八十五条第五項第一号ハに掲げる措置に関する事務

第五十二条第二項中「第十七条第一項」の下に「及び第九十二条の四第一項」を加え、「同条第二項」を「法第十七条第二項及び第九十二条の四第二項」に改める。

附則中第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等の特例)

第七条の二 令和四年度の一般会計補正予算（第2号）に計上された費用のうち脱炭素成長型経済構造移行費用（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第三条第一項第一号に規定する脱炭素成長型経済構造移行費用をいい、同項の規定によりこれに関する権利義務がエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属したものに限る。）についての第五十二条の規定の適用については、同条第一項第二号中「経済産業省令・環境省令」とあるのは「文部科学省令・経済産業省令・環境省令」と、同条第二項中「内閣総理大臣及び文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

（文部科学省組織令の一部改正）

第四条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

（研究開発局の所掌事務の特例）

4 研究開発局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、エネルギー対策特別会計のエネルギー需

給勘定の経理（特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）附則第七条の二に規定する費用に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附則に次の一項を加える。

（研究開発局開発企画課の所掌事務の特例）

12 研究開発局開発企画課は、第六十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第四項に規定する事務をつかさどる。

第二章 経過措置

（法附則第二条第一項の政令で定める公債）

第五条 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）附則第二条第一項の政令で定める公債は、国庫短期証券（第千百三十七回）のうち、額面金額の合計額が一兆千三十四億四千六百三十五万円に相当するものとする。

（法附則第三条第一項の規定によるエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定における権利義務の帰属等）

第六条 法附則第三条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、同会計の所管大臣（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三条第一項に規定する所管大臣をいい、内閣総理大臣を除く。）が財務大臣に協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（令和五年六月三十日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第六条の所管大臣は、この政令の施行の日前においても、同条の規定の例により、同条に規定する事項について、財務大臣に協議することができる。

理由

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の施行に伴い、予算決算及び会計令その他の関係政令の整備を行うとともに、必要な経過措置を定める必要があるからである。